

共用機器利用の手引き

1. 利用の申し込み

(1) 利用に当たっては、事前に指定管理者の行う審査を受け、承認を得る必要があります。

- ① 別途定める「沖縄ライフサイエンス研究センター利用規程」、「入居者利用運営細則」又は「一般利用者運営細則」、「共用機器等の利用について」などをお読み頂き、ご了承の上でお申し込み下さい。
- ② 指定管理者は申込書に従って、使用目的、機器の操作の経験や知識、利用料の支払い能力などの一定の条件を充足していることを確認します。
- ③ 共用機器運用規則の他、職員の指示に従って適切にご利用下さい。
- ④ 操作マニュアルや DVD などがある機器については、操作方法などの事前の習得・確認を必ず行って下さい。

(2) 共用機器をご利用される場合は、予約システムから予約を行ってください。

- ① 入居利用者の場合は利用を希望する日の3ヵ月前から、一般利用者は利用を希望する日の1ヵ月前から予約を受付いたします。
- ② 予約システムの利用にあたっては、「予約システム操作マニュアル」に従ってください。
- ③ キャンセルのご連絡は前営業日の営業時間内までとさせていただきます。当日のキャンセルはキャンセル料が発生いたします。

【キャンセル料】 前日まで・・・0%、当日・・・100%

- ④ 利用料金は、別紙単価表をご参照下さい。

入居利用者は30分単位、一般利用者は1時間単位での貸出となります。但し、入居利用者が30分単位で利用する際、1か月間の総利用時間が1時間に満たない場合には、30分繰り上げた額を請求させていただきますのでご了承ください。利用時間には、機器の立上げや装置利用準備、利用後の状態確認の為の時間が含まれますので、それを考慮に入れた利用時間として下さい。

2. 利用時間

(1) 入居利用者は原則24時間365日をご利用頂けますが、開館日以外に共用機器等を利用する場合は事前に管理者へご相談ください。一般利用者の利用時間は、原則として平日の8時30分から17時00分までといたします。但し一般利用者においても、利用する機器の性質上やむを得ず上記時間外の利用を必要とする場合は、あらかじめ指定管理者と相談の上、入館カードの貸出等を行ってください。

(2) 指定管理者の休業日(閉館日)は、次のとおりです。

- ① 日曜日及び土曜日

- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ③ 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- ④ 慰霊の日 6月23日
- ⑤ その他、センター長が定める臨時の休業日

3. 共用機器のご利用

(1) ご利用前

- ① 当日は必ず事前に管理室にお越し下さい。セコムカード※(共用実験室)の貸し出しは利用時間の30分前からとなります。ただし、他の利用者が使用中の場合等は、ご利用開始前にセコムカードを貸し出せない場合もございますのでご了承下さい。
- ② 入居利用者で指定管理者の就業時間外の利用をご希望の方は、前営業時間中にセコムカードを貸し出しいたしますので、指定管理者に事前にご相談下さい。

(2) ご利用に関して

- ① 共用機器の使用に際し※¹必要な試薬、キット、消耗品※²などは、利用者各自でご用意下さい。
 - ※¹ データーの移動には CD-R 或いは弊社貸し出しの USB メモリ・外付け HDD 以外はご利用になれません。必要な場合はセコムカード貸し出し時に指定管理者にお申し出下さい。
 - ※² 機器の故障に繋がる可能性がありますので、メーカーの指定品・規格品など正規の物をご用意ください。
- ② 職員の指示に従って、適切に使用方法を守り正しく使用して下さい。万が一機器にトラブルが発生した場合は、放置せず、速やかに指定管理者へ届け出て下さい。
- ③ 利用期間は申込みを行った期間を超えないようにして下さい。この期間を超える場合は改めて申込みを行って下さい。

(3) ご利用後

- ① ご利用後は、使用した機器、実験台などを元通りに整理・整頓し、他の利用者がいない場合は照明・空調を切り、セコム警備をセットした後、指定管理者へ速やかにセコムカードを返却して下さい。
 - ※セコムカードを紛失及び破損した際には、再発行費用(1枚 2,000円(税別))の実費負担をお願いいたします。
- ② 指定管理者がご利用後の状態を確認いたします。

4. 禁止行為

次の事項に該当するときは、利用をお断りします。

- (1) 第三者に利用権を指定管理者に無断で譲渡(担保の提供、営業譲渡及び合併による場合を含む)又は指定管理者に無断で転貸すること。

- (2) バイオ・ライフサイエンス分野等に関する研究及び開発並びに事業化の推進以外の目的でセンターを使用すること。
- (3) 指定管理者、他の一般利用者、センターの利用者及び周辺住民に危険又は迷惑を及ぼす行為、センターの維持、保全を害すること。
- (4) センターにおいて劇物その他の危険物の製造を行うこと、又は、劇物その他の危険物を持ち込み又は保管を行うこと(但し、入居者・一般利用者の事業の用に不可欠なものであって、指定管理者が予め承諾したものは除く)。
- (5) 個人の USB メモリなど、指定管理者が許可していない外部記録媒体を使用すること。
- (6) 近隣(入居利用者を含む)に迷惑をかけるおそれがあるような悪臭を放つ物品等の製造又は保管を行うこと(入居者・一般利用者の事業の用に不可欠なものであって、指定管理者が予め承諾したものは除く)。
- (7) 近隣(入居利用者を含む)に迷惑をかけるおそれのある動物の持ち込み又は飼育すること(但し、入居者の事業の用に不可欠なものであって、指定管理者があらかじめ承諾したものは除く)。
- (8) その他、指定管理者が不適當を認めたとき。

5. 利用中止

下記の場合は、ご利用の取消又は中止させていただくことがあります。

- (1) 申込書に記載された利用目的・内容と異なって利用される場合
- (2) 利用の権利を譲渡・転貸した場合(又貸し)
- (3) 利用後の整理・整頓を怠った場合
- (4) 利用規則等を遵守しない場合
- (5) 公序良俗に反すると認められる場合、および管理上支障あるいは不適當と認められる場合
- (6) センター内の入居者、利用者に迷惑を及ぼす恐れがあると指定管理者が判断した場合
- (7) 申込者と円滑に連絡が取れないと判断したとき
- (8) その他、指定管理者が不適當と判断したとき

6. 賠償責任

- (1) 共用機器の利用中に、利用者がセンターの施設・備品等を損傷・紛失した際はその実費を弁償していただきます。
- (2) 本手引きに記載された事項に従わないなど、利用者の故意過失により機器に修繕が必要になった場合(ウイルス感染等を含みます)は、その実費の弁償をしていただきます。

7. 精算

- (1) 入居利用者は、下記の 2 通りの方法のうちいずれかでお支払ください。
 - イ) 前月分の利用料金を指定管理者の指定する銀行口座に振り込む

(払込手数料及びこれに係る消費税は利用者の負担とする)

ロ)使用時に現金で支払う

(2)一般利用者は、原則として機器利用前に現金でお支払ください。

8. 免責事項

- (1) 万一、天災などによりやむを得ず臨時にセンター共用機器の営業・利用が停止となった場合でも、指定管理者及び所有者は、賠償等の責任は負えません。また、停電等により、利用途中に共用機器が停止したことに起因する賠償等の責任も負えません。
- (2) 研究サンプル・測定データ等は、利用者の責任で管理を行って下さい。又、これらデータ、ファイル等の破損、消失、流失について、指定管理者及び所有者は、一切の責任を負いません。
- (3) 装置の不具合による研究サンプル・測定データ等の損失について、指定管理者及び所有者は、一切の責任を負いません。
- (4) 使用者の故意過失による研究サンプル・測定データ等の損失について、指定管理者及び所有者は、一切の責任を負いません。
- (5) センター内における貴重品の盗難について、指定管理者及び所有者は、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

10. その他

- (1) ゴミにつきましては、利用者がお持ち帰り下さい。
- (2) 天災等による公共交通機関停止の際は、閉館となりますのでご了承ください。
- (3) 「共用機器利用の手引き」の内容は予告なく変更することがありますので、ご了承ください。

本手引きに関するお問い合わせ

● 沖縄ライフサイエンス研究センター (098)982-1060

以 上

平成 26 年 7 月 1 日施行

平成 26 年 8 月 18 日一部改定

平成 27 年 2 月 1 日一部改定